



福岡医発第 2236 号 (地)

平成 24 年 12 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「労災保険診療のてびき」に係る正誤表の送付について

先般お送り致しました標記冊子につきまして、記載事項に誤りが認められましたので、別紙のとおり福岡労働局より正誤表が作成されております。

つきましては、別紙正誤表をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本手引きの正誤表につきましては、福岡労働局から労災保険指定医療機関へ直接送付されますことを申し添えます。
- 2) 本件につきましては、福岡労働局のホームページに掲載が予定されております。

小郡三井医師会より

労災担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

「労災保険診療のてびき 平成24年10月版」につき、下記のとおり訂正いたします。

● 目次 「Ⅳ 労災診療費算定基準について」

1 労災診療費算定基準(平成22年4月1日以降の診療)と留意点

(誤) 平成22年 → (正) 平成24年

● p19 「1 請求書の提出について」を以下のとおりといたします。

1 請求書の提出について

診療費請求書及び内訳書の処理業務はすべてコンピューターにより処理が行われるために帳票を破ったり、汚したり、折り曲げないように注意して下さい。(特に請求書を郵送する場合には、折り曲げないように注意して下さい。)

提出先は当該医療機関の所在地を管轄する労働局労災補償課分室となっています。

提出期限は、地区の医師会へ提出する場合は若干異なりますが、労働局労災補償課分室へ郵送等される場合は毎月10日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)午前中必着となっていますので、提出期限を厳守下さいますようお願いいたします。

なお、診療費の請求権の消滅時効は、3年とされているため、診療費の属する月の翌月から起算して、3年を経過した診療費については、請求権を失うこととなりますので注意して下さい。

提出先 : 福岡労働局 労災補償課 分室
所在地 : 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-26 安川産業ビル10階
電 話 : 092-433-7225
FAX : 092-414-0132

● p57 「(例1)」について

(誤) 合  173点 → (正) 合 計 173点

● p65 「労働基準監督署長が労災法第47条の2・・・意見書等」欄について

(誤)  に高度な医学的事項 20,000円



(正) 特に高度な医学的事項 20,000円

● p69

◇「A102 結核病棟入院基本料」欄について

(誤)

区部	基本点数	看護配置 看護師比率	看護補助配置	2週間以内 (1.3倍)	2週間超 (1.01倍)
7対1特別入院基本料	1,158点	入院基本料7対1の届け出医療機関において月平均夜勤時間 <u>71</u> 時間 以下の要件のみを満たせない場合 (3月を限度)		1,505点	1,170点

↓

(正)

区部	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.3倍)	2週間超 (1.01倍)
7対1特別入院基本料	1,158点	入院基本料7対1の届け出医療機関において月平均夜勤時間 <u>72</u> 時間 以下の要件のみを満たせない場合 (3月を限度)		1,505点	1,170点

◇「A103 精神病棟入院基本料」欄について

(誤)

区部	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.3倍)	2週間超 (1.01倍)
10対1特別入院基本料	(省略)	(省略)		(省略)	(省略)
特定入院基本料	550点	看護配置25:1以上で上記各区分の要件に該当しない医療機関		<u>1,240</u> 点	<u>964</u> 点

↓

(正)

特定入院基本料	550点	看護配置25:1以上で上記各区分の要件に該当しない医療機関	<u>715</u> 点	<u>556</u> 点
---------	------	-------------------------------	--------------	--------------

● p88 「アフターケアの種類」表について

対象傷病	措置の範囲	頁
消化器障害	(省略)	(誤) <u>117</u> → (正) <u>116</u>
炭鉱災害による一酸化炭素中毒	(省略)	(誤) <u>119</u> → (正) <u>118</u>

● p89 「1 せき髄損傷に係るアフターケア」について

「○ 措置範囲 (3) 保険のための処置 イ 尿路処置」について

(誤) 医師が必要と認めた場合には、自宅等で使用するためのカテーテル、カテーテル用消毒液(洗浄剤及び潤滑剤を含みます。)及び滅菌ガーゼを支給することができます。

↓

(正) 医師が必要と認めた場合には、自宅等で使用するためのカテーテル、留置カテーテル(収尿袋を含みます。)、カテーテル用消毒液(洗浄剤及び潤滑剤を含みます。)及び滅菌ガーゼを支給することができます。

● p92 「3 尿路系障害に係るアフターケア」について

(誤) p89に同じ

↓

(正) 医師が必要と認めた場合には、自宅等で使用するためのカテーテル、留置カテーテル(収尿袋を含みます。)、カテーテル用消毒液(洗浄剤及び潤滑剤を含みます。)及び滅菌ガーゼを支給することができます。

● p104 「12 脳の器質的障害に係るアフターケア」について

「○ 措置範囲 (3) 保険のための処置 イ 尿路処置 ① 褥瘡処置」について

(誤) p89に同じ

↓

(正) 医師が必要と認めた場合には、自宅等で使用するためのカテーテル、留置カテーテル(収尿袋を含みます。)、カテーテル用消毒液(洗浄剤及び潤滑剤を含みます。)及び滅菌ガーゼを支給することができます。

● p120 「2 アフターケアの手続き」について

(誤) 2行目 124頁参照
4行目 125・126頁参照 → (正) 123頁参照
124・125頁参照

● p122 「4 アフターケア委託費の請求について」を以下のとおりといたします。

◇ (誤) (1) アフターケアに要した費用を請求するときは、費用の算定方法(次頁参照)により算定した(以下省略)

↓

(正) (1) アフターケアに要した費用を請求するときは、費用の算定方法(126頁参照)により算定した(以下省略)

◇ (誤) なお、(財)労災保険情報センター(RIC)と労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関については、RIC各都道府県事務所へ提出して下さい。

↓

(正) 削除

● p131

◇ 「1 外科後処置の概要」について

(誤) 9行目 外科と処置承認決定通知書



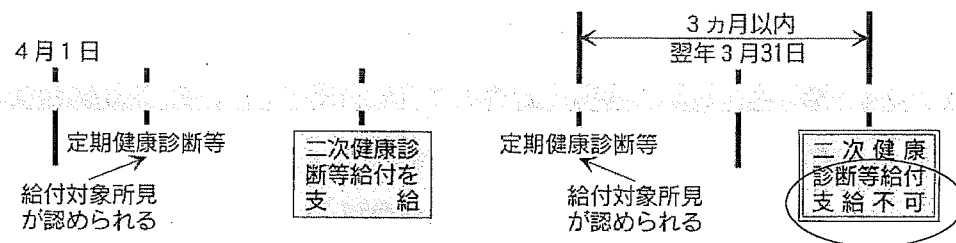
(正) 外科後処置承認決定通知書

◇ 「2 範囲について」について

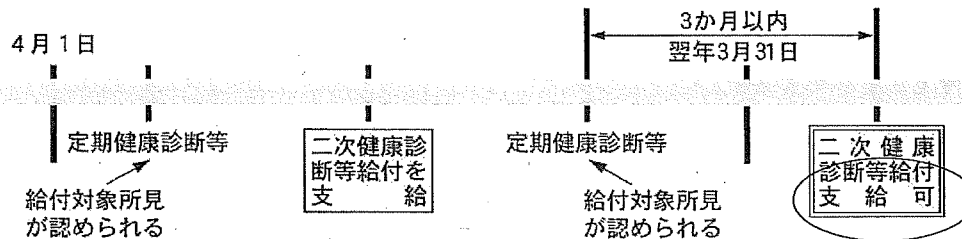
(誤) □ 薬剤または治療材料の支給 → (正) □ 薬剤または治療材料の支給

● p140 「(2) 給付を受けることができる回数」の図について

(誤)



(正)



● p164 「局・署コード・所在地・電話番号等一覧表」について

「管轄区域」

福岡中央署分 (誤) 前原市、糸島郡 → (正) 糸島市

大牟田署分 (誤) 三池郡、山門郡 → (正) みやま市